

NPO 法立法過程記録 編纂・公開記念シンポジウム
—市民が法律をつくる、活動を記録する、共有して学ぶ—
2016/3/2 於東京ボランティア・市民活動センター会議室

市民活動の記録・アーカイブ化の意義とは？

高木恒一

立教大学共生社会研究センター長／社会学部教授

○共生社会研究センター概要

2010年4月に、埼玉大学共生社会教育研究センター所蔵資料を引き継いで発足

- ・「住民図書館」「PARC」から寄贈を受けたミニコミ・機関紙類 約25万点
- ・市民・住民運動資料 約20群 例えば・

べ平連資料／横浜新貨物線反対運動資料／練馬母親連絡会資料／五味正彦氏資料
など

- ・研究者（個人）資料 例えば・

宇井純氏公害問題資料コレクション 鶴見良行文庫 高島通敏氏原稿 など

詳細は <https://www.rikkyo.ac.jp/research/laboratory/RCCCS/>

○住民活動資料は何を伝えているのか？

「こうした資料の蓄積は、20世紀最後の四半世紀において、日本の市民社会形成の試みがどのように進められ、どのようにうまくいかなかったかを伝える、いわば、時代の流れに棹さしてきた人々の挑戦の足跡と言えはしまいか。」—藤林泰、2001、「時代に棹さした人びとの記録を残す」住民図書館25年史編集委員会編『住民図書館25年のあゆみ：ミニコミを収集・公開・保存して』住民図書館：176頁

「市民活動資料を継承することは、社会への市民によるメッセージをつないでいく行為であり、さらに、重要な研究資源の集積であることがわかる。」—小野田美都江、2015、「市民活動の記録をいかに残すか：市民活動団体によるオンライン共同目録の可能性」池谷のぞみ他編『図書館は市民と本・情報をむすぶ』勁草書房：352頁
→市民の記録／研究資源の2つの意義。しかし、ここには知の「組み換え」「革新」が潜んでいる。

「私たちの集めた資料がアカデミズムのど真ん中に位置するようになったことで、研究資料としての価値もいちだんと上がったと思う。そしてまた、アカデミズム自身が、従来の“学問・研究”の枠から脱皮し、市民の科学の立場をより重視し、市民が政・

官・業の一角に地歩を築く力となる日が、一日も早くくることを願ってやまない」—丸山尚、2001、「住民図書館は、なぜ 25 年生き延びられたか」住民図書館編『住民図書館 25 年のあゆみ ミニコミを収集・公開・保存して』：125-126 頁

→市民の活動を記憶／記録にとどめることにとどまらず、「社会」やその認識のための「知識」をも変容させる力を持つ

○市民活動が生み出したものは？

・ NPO 法成立前史としての市民活動の蓄積

→市民・住民の活動の意義と可能性の具体化。これがなければ NPO 法制定運動はそもそも発生していない。

→それは具体的な活動の成果と可能性を示すとともに、「官」や「学」が生み出した「常識」や「当たり前」を問い直すものでもあったのではないか。

→例えば、「公共性」とは何か？

いったい、関係住民を犠牲にする「公共性」とは何なのか。住民運動はいつさいの「公共性」を拒否するのか。「公共の福祉」と「地域エゴ」を対立させて考える限り、突破口はない。

(中略)

誤解を恐れずにいえば、住民の生活を守る「地域エゴ」こそすべての前提にならなければならず、「公共の福祉」は「地域エゴ」の積み重ね、もしくは延長上に位置づけられなければならないのではなかろうか。—宮崎省吾、2005、『いま、「公共性」を撃つ：[ドキュメント] 横浜新貨物線反対運動』創土社（1975 年刊行の復刻版）：139 頁

○活動記録の作成・保存・公開：アーカイブの必要性

・ 市民活動を記録することの困難さ

・ 資料を保存することの困難さ

→記録を整理・保存・公開するためのアーカイブの必要性

・ 市民活動アーカイブが担うのは「時間をつなぐ」「人をつなぐ」「知をつなぐ」こと

→社会の知識総量を増やすものとしての市民活動アーカイブ

→活動の「楽しさ」を伝えるものとしての市民活動アーカイブ